

市民税・県民税申告書のオンライン提出に関するQ & A

問1 「宇都宮市電子申請共通システム」による市民税・県民税申告書のオンライン提出とは、どのような内容ですか。

答え これまでの書面による申告書の持参又は郵送による提出方法に加え、市ホームページから「宇都宮市電子申請共通システム（外部リンク）」を通じて、申告書（PDF形式）を送信するものです。
なお、申告書（PDF形式）の作成に当たっては、市のホームページから「市民税・県民税申告書作成システム（外部リンク）」を利用してください。

問2 オンライン提出を利用できる機器や必要なソフトウェアについて知りたい。

答え インターネットに接続できるパソコン、スマートフォン、タブレット端末等の機器、PDFソフト（Adobe Acrobat Reader を推奨）とメールアドレスが必要です。

問3 昨年度以前の申告書を提出できますか。

答え オンライン提出の仕組みは、過去の年度に対応していないため、昨年度以前の申告書を提出する場合は、紙の申告書を市民税課窓口に持参するか、郵送で提出していただくようお願いいたします。

問4 申告書の控えは発行されますか。

答え 「宇都宮市電子申請共通システム」から申告書データを送信すると、申請完了の画面に「申込番号」が表示され、利用者登録時のメールアドレスに「申告を受け付けました」とメールが自動送信されます。この画面又はメールと送信した申告書（PDF形式）を合わせて印刷し、申告書の控えとしてご利用ください。

問5 オンライン提出手続きを行ったが、受付完了の通知メールが届きません

答え 「宇都宮市電子申請共通システム」の利用者登録時に指定されたメールアドレスに「申告を受け付けました」と送信しています。
システムから送信される通知メールが迷惑メールと判定され、受信フォルダではなく迷惑メールフォルダに格納されている可能性があります。迷惑メールフォルダに通知メールが格納されていないかどうか確認してください。
また、メール受信拒否設定をしている場合はメールが届かないので、次のアドレスからのメールを受信できるように設定してください。【メールアドレス：u05000700@city.utsumoniya.tochigi.jp】

問6 一度オンライン提出を利用すると、翌年度以降は、紙の申告書での手続きができなくなりますか。

答え 一度オンライン提出を行った後も、これまでどおり、紙の申告書を窓口や郵送で提出していただくことは可能です。

問7 オンライン提出した申告書の内容に誤りがあったので訂正したいが、どのようにすればよいですか。

答え 訂正後の申告書（PDF形式）を作成し、「宇都宮市電子申請共通システム」から再度送信してください。
新たに提出された直近の申告書を訂正分として取り扱うことから、再送信したことを市に連絡していただく必要はありません。